

告 示

埼玉県告示第四百四十六号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

令和三年四月九日

埼玉県知事 大野元裕

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地
でんきち入間店

埼玉県入間市下藤沢百七十八一一、百七十八一三、百八十五一一、百八十六

一一

ロ 変更の概要

大規模小売店舗の名称及び所在地

（変更前）スポーツデポ入間下藤沢店

埼玉県入間市下藤沢百七十八一一、百七十八一三、百八十五一一、

百八十六一一

（変更後）でんきち入間店

埼玉県入間市下藤沢百七十八一一、百七十八一三、百八十五一一、

百八十六一一

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名

（変更前）株式会社アルペン 代表取締役 水野敦之

愛知県名古屋市中区丸の内二丁目九番四号 外 計二者

（変更後）株式会社でんきち 代表取締役 宮 博

埼玉県さいたま市中央区上落合二丁目三番四号 外 未定

ハ 変更年月日

令和二年十二月十一日

二 届出年月日

令和三年三月二十九日

二 縦覧期間

令和三年四月九日から令和三年八月九日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県西部地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

令和三年四月九日から令和三年八月九日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課